

22 番	臼井 淳 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1、瀬戸市が発注する工事入札に問題はないのか。</p> <p>【質問趣旨】 平成23年度瀬戸市が発注した工事入札において、落札者が特定業者に偏っていた問題が発生し、電子入札システムの開札事務処理に不備が見つかり、その後、入札契約制度の改善に取り組んでいます。しかし、最近の令和3年・令和4年度中の工事入札の結果を見ると、最低制限価格とまったく同一金額を提示している業者が数多く見られ、瀬戸市が発注する公共工事の入札に問題はないのか市当局に伺うものであります。</p>	<p>(1) 平成23年度の電子入札における問題はどのような原因だったのか。</p>	<p>① 平成23年11月4日日本市での電子入札における開札手続きの過程で、端末の誤操作による事務処理の不備が確認されたとしている。市が発注する工事入札は、あいち電子調達共同システムにより実施しているが、本市及び愛知県ではどのような調査を行ったのか伺う。</p> <p>② 平成20年・21年度、電子入札システムにおいて、同額入札者による落札者の決定が多発し、電子くじにより7件中5件を同じ業者が落札した。落札者が特定業者に偏るケースがあったようだが、それは、上記①の質問と同様に、端末の誤操作による原因だったのか伺う。</p> <p>③ 入札・契約の制度改正では、最低制限価格が事前公表から事後公表に変更されているが、事前公表のどこに課題や問題があったのか伺う。</p> <p>④ もう一度整理したいので質問するが、平成23年11月、本市では電子入札システムにおける開札事務処理の問題を調査し、システム端末画面上の誤操作が原因と断定しているが、最低制限価格を事前公表していたこととは関係はなかったのか見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2) 令和3年・令和4年度の工事入札の結果に問題はないのか。	<p>① 令和3年・4年度では、最低制限価格と全く同一金額の入札案件が数多く生じている。瀬戸市として、工事入札の情報漏えいや談合行為などの疑いがあるとは考えないのか見解を伺う。</p> <p>② 令和4年度工事発注の事後審査型一般競争入札の内、令和4年5月、7月、11月に最低制限価格と同一金額の入札案件が3件有り、その入札案件中13業者が同一価格を提示し、その内3業者は、上記3件全ての入札に該当している。本市の工事入札において予定価格は事前公表しているが、最低制限価格は事後公表である。また価格設定を定率的でなく変動的方法をとっており、最低制限価格と同一金額が妥当であるとする根拠の説明を求める。</p> <p>③ 上記の3工事の入札案件について、3件の工事入札の予定価格に対する割合比率は、5月88.4388%、7月87.7562%、11月87.7860%であり、全て異なる比率となっている。にもかかわらず、工事費数千万円以上の入札金額が全く同一金額であり、しかも複数業者が同一金額を提示するなど違和感を覚える。市当局は、なぜこのような入札結果になったと考えているのか伺う。</p> <p>④市発注の工事入札方式は、市への登録入札参加業者は誰でも参加できる一般競争入札としている。しかし、事後審査型一般競争入札は、参加する業者が制限されているようで、結果的に、市が業者を絞り込む指名競争入札型になっているように考えるがどうか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>⑤ 入札適正化法では、工事入札の工事内訳書を入札書の提出時に添付書類として提出させ、市が確認することを義務付けさせている。令和3年・令和4年度に実施した入札中、最低制限価格と同一金額を提示した各業者の提出した工事内訳書は、開札後いつどのように確認を行っているのか伺う。</p> <p>⑥ 令和3年・4年度、工事入札の最低制限価格と同一金額であった入札案件については、各業者が提出している工事内訳書金額は、当然同額だと思うが、どのようなであったのか伺う。</p> <p>⑦ 瀬戸市では、発注金額に応じて入札工事の最低制限価格の最終決定権者（決裁規程別表）が定められている。例えば、令和3年10月5日穴田配水場電気設備更新工事、同年9月10日瀬戸市民公園陸上競技場改修工事、同年7月6日品野曾野線歩道整備工事等の各ランクの最終決定権者（この場合は市長・副市長）しか知りえない秘密とされているが、市長及び副市長は、最低制限価格と全く同一金額の入札がされていることに疑問を感じないのか見解を伺う。</p> <p>⑧ 該当工事入札の決裁権者の市長及び副市長は、工事入札の最低制限価格と同一金額の各業者の入札内訳書をすべて確認する必要があるとして、入札担当者に調査の指示したことはあるのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(3) 入札適正化法及び官製談合防止法の義務にどう取り組むのか。	<p>① 入札適正化法第10条では「地方自治体が発注する公共工事の入札に関して独占禁止法3条と8条に違反する行為があると疑うに足りる事実がある時は、市長は公正取引委員会に通知する義務がある。令和3年・4年度に発注した工事入札の内、少なくとも数件疑義のある事案について、公正取引委員会へ通報する義務があると思うが、どう考えどう対応するのか伺う。</p> <p>② 現在、最低制限価格については事後公表となっているが、令和3年・4年度において、最低制限価格と同一金額を提示した工事入札が多く散見するが、漏洩している恐れを考えたことはないのか。公平・公正であるべき工事入札に、少しでも疑義を感じる事案であれば、入札適正化法と官製談合防止法を根拠に、市当局自ら調査を行うべきではないのか伺う。</p> <p>③ 市が発注する公共工事の入札は、疑問を生じさせないように努めなければならないとされている。また入札適正化法には、談合や不正の疑いを抱かせることのないよう義務付けられている。このように多額の税金を使う公共工事については、市長以下市職員の責任は重大なものであり、市長以下市職員は、積極的に談合防止に取り組まなければならないが、現状消極的に映るが見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。